

田原市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性的少数者を始めとする性の多様性への理解を深めるとともに、互いの人権を尊重し、一人ひとりの個性や多様な価値観を認め合い、みんなが自分らしく輝けるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めとした近親者（三親等内の者）その他市長が適当と認める者（以下「近親者等」という。）を含め、家族であると約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを、市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するパートナーシップにある者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有していること又は一方が市内に住所を有し、他方が宣誓の日から3か月以内に市内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者がいないこと（配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。）。ただし、共に宣誓をしようとする者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。

(4) 双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。

(5) 双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、パートナーシップを前提として養子縁組をし、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、双方共に市職員の面前において自ら記入した田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を、市長に提出しなければならない。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができる。

2 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類によるものとする。

(2) 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出するときは、次の各号に掲げる書類のいずれかを市職員に提示するものとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) マイナンバーカード（個人番号カード）
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (6) その他前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
（受理証明書等の交付）

第5条 市長は、宣誓者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書(様式第2号)及び田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード(様式第3号。以下「受理証明カード」という。)(以下、これらを「受理証明書等」という。)を宣誓者に交付するものとする。なお、受理証明カードは、交付の希望がある場合は、受理証明書等に記載された近親者等にも交付する。
(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名(戸籍に記載された氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条第1項、第9条第1項の規定による宣誓又は第10条第1項の規定による届出をするときに提示しなければならない。

(近親者等に関する記載)

第7条 宣誓者の一方又は双方に近親者等がいる場合であって、ファミリーシップの関係にあり、受理証明書等に近親者等の氏名及び生年月日(以下「氏

名等」という。)の記載を希望するときは、近親者等の氏名が記載された宣誓書とともに、次に掲げる書類を市長に提出することで、受理証明書等に記載することができる。

- (1) 近親者等である事実が確認できる書類（戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は戸籍全部事項証明書その他の関係が確認できる書類。提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 近親者等の記載に関する同意書（様式第4号）（15歳以上の近親者等に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 15歳以上の近親者等について、受理証明書等に氏名等の記載を希望するときは、第4条に規定する宣誓書及び前項の同意書に、当該近親者等が自ら記入するものとする。第12条に規定する内容変更届により、近親者等が追加された場合においても同様とする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、他の者に代筆させることができる。

（近親者等に関する記載の削除）

第8条 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、市長に田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第5号。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該近親者等が記載された受理証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申し立てることができる。

2 前項における本人確認は、第4条第3項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書の提出があったときは、当該記載された近親者等の氏名等を削除した受理証明書等を交付するとともに、削除する前の受理証明書等の返還を受けるものとする。ただし、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受理証明書等の返還を要しない。

4 その他市長が特に理由があると認めるときは、近親者等に関する記載の削除を申し立てることができる。

(オンラインによる宣誓の方法)

第9条 市長は、宣誓をしようとするものが映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で宣誓を希望する場合は、オンラインによる方法で宣誓をすることを認めるものとする。

2 第4条第1項から第3項までの規定は、前項のオンラインによる方法について準用する。この場合において、第4条第1項中「市職員の面前において」とあるのは「あらかじめ」と、「市長に提出」とあるのは「オンラインによる方法で宣誓する前までに郵送等で市長に提出」と、同条第3項中「宣誓書を提出」とあるのは「オンラインによる方法で宣誓」と読み替えるものとする。

(締結自治体からの宣誓の継続)

第10条 本市とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結している自治体（以下「締結自治体」という。）において、当該締結自治体の定めるところにより宣誓をしている者であって、市内へ転入し、パートナーシップ・ファミリーシップを継続しようとする者は、田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届出書（様式第6号。以下「継続届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 継続届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 締結自治体から交付された受理証明書等

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第4条第3項の規定は、継続届出書を提出する場合について準用する。こ

の場合において、同項中「宣誓」とあるのは「届出」と、「宣誓書」とあるのは「継続届出書」と読み替えるものとする。

4 市長は、第1項の規定による届出に基づいて、第5条の規定により田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書を交付したときは、当該届出をした者の転出元の締結自治体に次に掲げる書類を送付する。

(1) 継続届出書の写し

(2) 締結自治体から交付された受理証明書等

(受理証明書等の再交付)

第11条 宣誓者は、受理証明書等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、市長に対し、田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（様式第7号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受理証明書等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損、汚損により受理証明書等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受理証明書等を添えなければならない。

2 市長は、前項の規定による再交付の申請を受けたときは、受理証明書等を再交付するものとする。

3 第1項の規定による再交付を受けた者は、紛失した受理証明書等を発見したときは、速やかに当該受理証明書等を市長に返還しなければならない。

(宣誓書記載内容変更の届出)

第12条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更が生じたときは、田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（様式第8号。以下「内容変更届」という。）に受理証明書等及び変更内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、内容変更届の提出があったときは、その内容を確認の上、必要に応じ、当該宣誓者に対し、変更後の受理証明書等を交付するものとする。

(受理証明書等の返還)

第13条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受理証明書等を市長に返還するとともに、田原市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（様式第9号。以下「返還届」という。）を、市長に提出しなければならない。ただし、第2号の場合であって、近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、この限りでない。また、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届の提出をもって受理証明書等を返還したものとみなす。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) その他前各号に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号に掲げる要件に該当しなくなった場合で、締結自治体へ転出し、当該締結自治体においてパートナーシップ・ファミリーシップを継続しようとする者は、当該締結自治体の定めるところにより、当該締結自治体の長を経由して受理証明書等を返還するものとする。

(宣誓の無効)

第14条 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受理証明書等の交付を受けたことが判明したとき又は交付を受けた受理証明書等を不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓を無効とする。

2 市長は、前項の規定により宣誓が無効とされた場合は、受理証明書等の返還を求めるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。